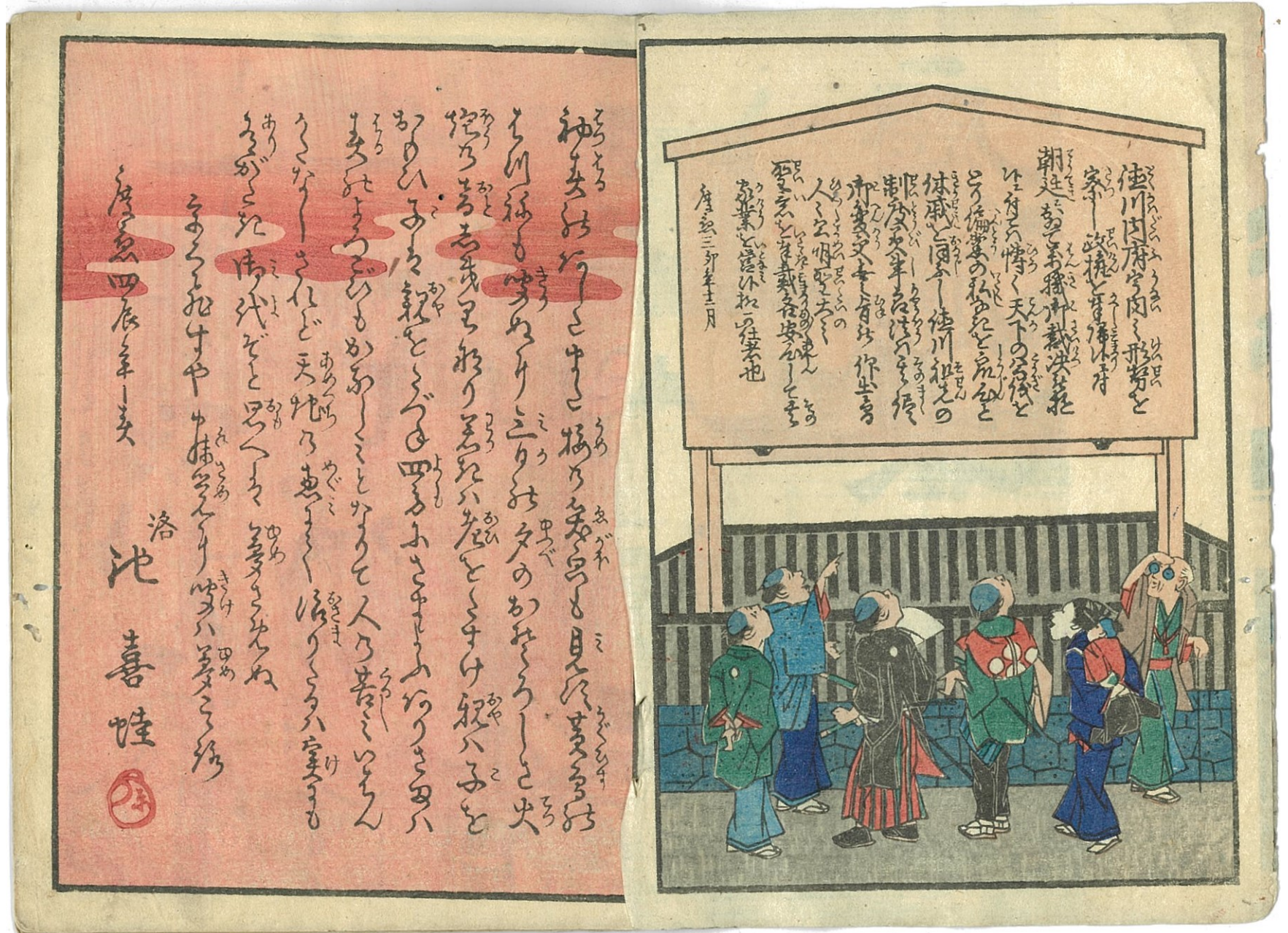




戯作にも登場する
高札

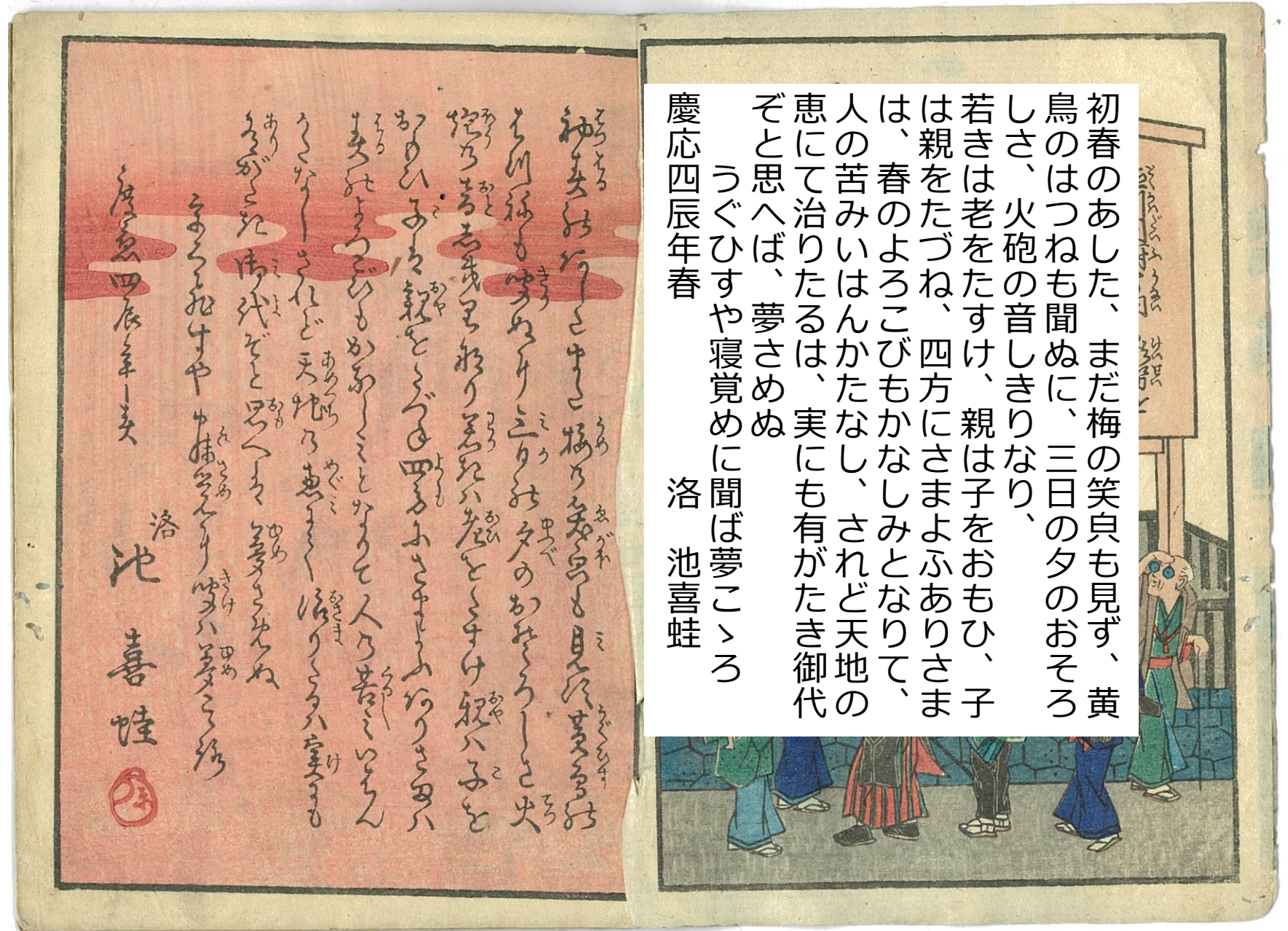


神主は... 中... 橋... 日... 大...
 ... 池... 喜...
 ... 洛...

徳川内府... 形勢を...
 ... 朝廷... 天下...
 ... 徳川...
 ... 江戸...
 ... 慶長...



戯作にも登場する
高札



初春のあした、まだ梅の笑白も見ず、黄鳥のはつねも聞ぬに、三日の夕のおそろしさ、火砲の音しきりなり、若きは老をたすけ、親は子をおもひ、子は親をたづね、四方にさまよふありさまは、春のよろこびもかなしみとなりて、人の苦みいはんかたなし、されど天地の恵にて治りたるは、実にも有がたき御代ぞと思へば、夢さめぬ

うぐひすや寝覚めに聞ば夢こゝろ

慶応四辰年春
洛 池喜蛙

初春のあした、まだ梅の笑白も見ず、黄鳥のはつねも聞ぬに、三日の夕のおそろしさ、火砲の音しきりなり、若きは老をたすけ、親は子をおもひ、子は親をたづね、四方にさまよふありさまは、春のよろこびもかなしみとなりて、人の苦みいはんかたなし、されど天地の恵にて治りたるは、実にも有がたき御代ぞと思へば、夢さめぬ

慶応四辰年春
洛 池喜蛙

徳川内府の肉々形勢と
家中之政柄とを尋ねし
朝廷もあてまつし裁決を
いふ所は博く天下の公儀と
して偏黨の私あはれと
休戚を同し徳川祖之の
制度を大率に法を以て
亦また又事々自ら作し
人々之明を大に
聖と云ふとき裁各安んじ
事業と信ひたは仕老也
慶長三年三月

徳川内府宇内之形成を
察し政權を奉歸候に付
朝廷におみて万機御裁決被遊
候に付ては博く天下の公儀を
とり偏党の私なきを衆心と
休戚を同ふし徳川祖先の
制度美事良法は其俣
御変更無之旨の仰出候間
人々公明聖大之
聖意を奉戴各安心して其
家業を営候様可仕者也
慶應三卯年十二月

徳川内府宇内之形成を
察し政權を奉歸候に付
朝廷におみて万機御裁決被遊
候に付ては博く天下の公儀を
とり偏党の私なきを衆心と
休戚を同ふし徳川祖先の
制度美事良法は其俣
御変更無之旨の仰出候間
人々公明聖大之
聖意を奉戴各安心して其
家業を営候様可仕者也
慶應三卯年十二月

慶應三卯年十二月



環齋記聞

目録

北里家藏本

- 一 町人脇差帯とる各の事
- 一 芝車町半町始り、兵半の數價の事
- 一 本石町時と、撞由来の事、西丸
- 一 涉袴お借の事
- 一 江戸三芝居、玉藏作善後の事、英下
- 一 棧倉頼涉少届の事
- 一 猿若勘三郎禁裏と法藝相初の事
- 一 村山又三郎市村おを湯の相後の事
- 一 羽衣湯の 涉城と法藝相初の事
- 一 森田勘孫坂本又九郎の事
- 一 小傳内小芝居の事

右に通りく差家なる所是又ちやうせき澄海
えきり分明あるを其は都下の調法しらべなる
との内沙汰さたして今にお積たくして業わざを
いとあみりし

三芝居の踊り兵士花作を下
はな棧はな敷しきホほららり

○徳とく若わハ芝居小屋をとて昔よ昔よあるを享
保暦の年の秋焼あきりあひてこれををなく
の火災くわいもれを甚こおとれ三人の産元赤崎
お積たくして後より惣そう弁べん去さ蔵ざう作りは仕しり
を火災も少すくうとて一い名な去さお合あひありか
ゆゆを下棧敷はなああ影かげ可かしととお積たくしてき産うめ
所奉行大岡越前守殿中山出雲守殿
江野出えの守まもりりは元中水野和泉守殿

右に通りぬく者も、多くは是又ちやうせき、
いかり、
多岐あるを其の都下の調法てうぽう、
との内沙汰うちさたと今にお積かきしと業を

三芝居の始り并土蔵作り下棧敷
等之事

○往昔は芝居小屋にて苦葺なる
に、享保辰の年の類焼にあひて、
これまで度々の火災なれば甚お
それ三人の座元打寄、相談し此
度より惣体土蔵作りに仕候へば、
火災も少かるべし、**乍**去物入も
多くかゝり候へば下棧敷相願可
申と相談被窮め、町奉行大岡越
前守殿、中山出雲守殿え願出
けるに御老中水野和泉守殿被

江戸に於ては、先中水野和泉守殿に

何よおの受の律儀之主日年四月十日
 形も通芝居下棧敷の免の作出し相又
 水野和泉守及思百と芝居座元
 結の儀越あさ及より紀ゆとの作
 付即系良登帝老傳の口招かんと者
 之候之作後ゆと三座より左とあり
 書上

堀町様着勘三郎涉南地

あゝと芝居の作付の儀

○台徳院様涉代寛永元甲子年二月
 款舞妓狂言寺形ゆ受別は作付仲
 指と芝居仕

○大猷院様涉代寛永九壬申年伊
 豆より安宅丸の涉船は南地は出入

伺に相成候処、御評儀之上、同年
四月十八日、願之通芝居下棧敷御
免被仰出候、扱又水野和泉守殿思
召にて芝居座元由緒之儀、越前守
殿より被糺候へとの仰に付、即奈
良屋市右衛門御招出にて、右之段
被仰渡候へば、三座より左之通り
書上候
堺町猿若勘三郎御当地におゐて芝
居被仰付候由緒之事
○台徳院（注 秀忠）様御代寛永
元甲子年二月歌舞妓狂言奉願候処
則被仰付仲橋にて芝居仕候
○大猷院（注 家光）様御代寛永
九壬申年伊豆より安宅丸の御舩御
当地え御入之

何よおめいふまに侍候之主日年四月十八日
願之通芝居下棧敷御免に御出候又

其金の采を頂載仕仕船の先丁とせや
了書^{かんじ}次仕仕法を重仍向井が監掾了書
付書より町法奉行おは月次沙礼了

了了只今近代にお氣事了は時ハ芝

居祿宜町よ七仕仕

祿宜町とい今の長谷川町の横丁とて
そのころよせつとまともいふあり

○慶安四年卯年正月より同四月までの

内津城に在る右猿楽法藝仕多目六

百貫文毎書地多令入猿着衣装頂載

仕只今以大切仕事しは名と芝居場

町と仕仕

○明暦二丁酉年正月十八日類焼仕名

内正月京終ら登る

内裏様には有右の守将右連新不ち

節、金の宋を頂戴仕、御船の光にて、きやり音頭仕候。御奉行向井将監様に御座候。此節より町御奉行所え月次御礼に上り、只今迄代々相勤来申候。此時は芝居禰宜町にて仕候
 禰宜町とは今の長谷川町の横町にてわたくしにせつたまちともいふなり
 ○慶安四辛卯年正月より同四月までの内、御城え被為召、猿楽諸芸仕、鳥目六百貫文并青地之金入猿若衣装頂戴仕、只今以大切に仕り来り候、此節芝居堺町にて仕候
 ○明暦三酉年正月十八日類焼仕候而、内五月京都え登り
 内裏様え被為召候に付、悴召連新ぼち

記

九

大鞆若狭若の頼言仕仕不為 涉稟
 美伴は明石と市二字姓又は下を以る
 衣裳は丸の内より三つ松紫系を以る
 裾は令限とて落の掬振を以て若狭の
 襲来頂裁仕同年九月に南地は下り
 中の二十四年、官大夫役相勤万治元
 年死去仕仕

将二代目
 明石勤三郎

○拾貳才より多女八才と七十七年の万大
 夫役お初申は若狭若所元祖市村
 竹と並儀ハ明石勤三郎分ありとて
 りの人の丸の紋所を以て若狭を丁
 として別は若狭若今も其後仕其の

将三代目
 勤三郎

大鞆并猿若の狂言仕候所為御褒美、
悴え明石と申二字姓に被下置候而、
衣装には丸の内に三つ柏紫糸にてぬ
い裾に金銀にて薄の模様有之、猿若
の装束頂戴仕、同年九月御当地え下
り申候三十四年之間大夫役相勤万治
元年死去仕候

悴二代目 明石勘三郎

○拾式才より廿八才まで十七年の間
大夫役相勤申候此節葺屋町元祖市川
竹之丞儀は明石勘三郎弟子にて御座
候ゆへ鶴の丸紋所を遣し葺屋丁にて
別に芝居取立今以相続仕来候

悴三代め勘三郎

悴三代め
勘三郎

大鞆并猿若の狂言仕候所為御褒美、
悴え明石と申二字姓に被下置候而、
衣装には丸の内に三つ柏紫糸にてぬ
い裾に金銀にて薄の模様有之、猿若
の装束頂戴仕、同年九月御当地え下
り申候三十四年之間大夫役相勤万治
元年死去仕候